

## 保険薬局薬剤師がん薬物療法研修事業実施要綱（令和元年度）

### 1. 基本的事項

#### (1) 研修の目的

本事業は、がん専門施設にてがん薬物療法に必要な知識、技能、臨床経験を修得させ、がん薬物療法への高度な専門性を有する保険薬局薬剤師を養成し、がん領域での高度な薬学的管理に対応した保険薬局と専門病院との円滑な連携を可能とし、ひいては患者サービスの向上を目的とする。

#### (2) 研修対象者

- ①本研修は、原則として、経口抗がん薬又は、がん薬物療法に対する支持療法薬の処方に応需している保険薬局に勤務している薬剤師で、5年以上の実務経験を有する者を対象とする。
- ②本研修対象者は、薬剤師業務全般が行えることに加え、がん患者に対する薬剤管理指導業務及び薬物治療モニタリングの経験を有することが望ましい。
- ③日本医療薬学会認定のがん専門薬剤師や日本臨床腫瘍薬学会認定の外来がん治療認定薬剤師を既に取得している者又は取得の意思がある者とする。

#### (3) 研修期間

本研修の期間は約3ヵ月とし、第1期(9月から11月)、第2期(1月から3月)の年2回行うこととする。

### 2. 研修指導薬剤師

研修指導薬剤師は、常勤職員であって、原則として以下に掲げる事項を満す者が担当する。

- ① 研修指導薬剤師は、病院薬剤師としての実務経験が5年以上ある。
- ② 調剤業務、製剤業務、薬剤管理指導業務、医薬品情報管理業務、医薬品管理業務等に十分な指導能力を有している。
- ③ がん医療に関連した学会発表や論文発表など、がん専門分野での相応の業績を有している。

### 3. 研修の内容

研修内容は、日本病院薬剤師会のがん薬物療法認定薬剤師研修事業コアカリキュラムを参考に、講義研修および実技研修ならびに課題研修とする。

#### (1) 講義研修

- ① 乳がん・呼吸器がん・消化器がん（胃がん、大腸がん）・血液がん及びその他のがんの病態と標準療法、放射線治療等
- ② 支持療法緩和ケア

- ③ 精神腫瘍学
- ④ 臨床試験（治験を含む）

## (2) 実技研修

実技研修には、以下に挙げる項目とする。

- ① レジメン管理（注射薬、内服薬）
- ② 通院治療センターでの注射抗がん薬治療に関わる患者指導
- ③ 薬剤師外来での経口抗がん薬治療に関わる患者指導
- ④ 入院患者のがん薬物療法に係る薬剤管理指導（病棟カンファレンスへの参加を含む）
- ⑤ 緩和ケア
- ⑥ 治療のモニタリングと有害事象への対応
- ⑦ がん薬物療法に関する情報収集、評価、提供
- ⑧ 抗がん剤の注射剤調製（閉鎖式接続器具を用いた無菌製剤処理を含む）

## (3) 課題研修

研修生は、研修期間を通して一つの課題を設定し、研修施設内の報告会等で発表する。課題としては、症例報告、診療録調査を含むレトロスペクティブスタディなどとする。

## 4. 研修修了証書の交付

研修施設は、所定の研修を修了した者に対して、国立研究開発法人国立がん研究センターが発行する修了証書を研修修了時に交付する。

※本実施要綱は、適宜見直しを行うものとする。

制定 平成 28 年 11 月